

ペットタウン まちだ

第23号

2009年
10月21日
特集号



発行・町田市
編集・環境資源部環境保全課
〒194-0036町田市木曾東2-1-1
境川クリーンセンター
電話 042・724・2711

動物との共生 ～心豊かな地域社会のために～

市は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指しています。それには、飼い主の方の自覚ももちろんですが、近隣の方も含めた、より多くの方が動物との共生についての知識を持っている必要があります。そのため、昨年に引き続き、今年も「ペットタウンまちだ」特集号をお届けすることといたしました。

いぬ・ねこ **まだまだ！マナーアップ大作戦** 迷惑にならない飼い方を！

市には、いろいろな動物の相談があります。昨年の特集号でも掲載しましたが、いまだに相談が後を断ちません。その中でも多いものは、フンの放置、鳴き声、飼い主のいない猫についての相談です。

そのほとんどは、飼い主の方のマナーアップで解決できるものです。自分は、ちゃんとやっていると思っている方もぜひご覧になって、飼っている方も、飼っていない方も「動物のいる（共生している）楽しいまち」を目指しましょう。

犬の鳴き声

犬の鳴き声について、多くの相談が寄せられています。無駄吠えを解決するのは大変難しい問題ではありませんが、しつけをすることで軽減することができるかもしれません。

①鳴いている時に、かまっていますか？

犬が鳴き始めると多くの方が犬の近くに行き「静かにしなさい」としますが、犬は日本語が分かりません。「吠えたら大好きな飼い主が来てくれた」「飼い主が応援に来てくれた」と思っているかもしれません。

鳴いていない時こそ、ほめるしつけをしましょう。「静かにしているとうれしいことがある」と思うようになれば、鳴き声が減るかもしれません。

②「座れ（シット）」を教える。

四肢を踏ん張らないと吠えられないものです。「座れ」の号令に従うようにすれば、鳴いていても、鳴きやまずことができるかもしれません。



犬フンの放置

犬のフンについても多くの相談が寄せられます。その多くは心ない飼い主が散歩の途中でした犬フンを放置するというものです。

散歩する際には、犬フンを拾う道具をもって、放置していかないことはもちろん、家でトイレを済ませて、散歩の途中は飼い主さんも犬フンを拾うことなく愛犬との楽しい時間を過ごすのが良いでしょう。

①ほめてしつける

鳴き声の時もそうですが、家で決めたトイレでできたらほめてあげることで、「ここですると楽しいことがある」と思わせることが重要です（失敗した時は、騒がずに犬から見えないようにして片付ける）。

②飼い主さんも楽

犬が、家でトイレを済ませてくれることで、飼い主さんは犬フン拾いの手間が省けるとともに、嵐や自分が風邪などで散歩に行くのが大変な時も楽になります（散歩に行かないとトイレをしなという犬も多いですよ）。

猫のフン

猫の相談も犬と同様にフンの被害が多く寄せられています。

猫がほかのお宅の庭に行ってトイレをしていませんか？たとえていなくても、庭をあなたの猫が通っているだけで、不快な思いをしているかもしれません。

猫はのびのびと外で飼ってあげたほうが、猫のためだと思っている方もいるかもしれませんが、猫は室内でも十分飼うことができます。運動については、高低差を作ることにより猫を満足させることが可能です。



飼い主のいない猫（のら猫）

飼い主のいない猫（のら猫）についても、多くの相談があります。その中でさらに多いものは、猫へのえさやりです。

かわいそうだと思い、えさをあげる方がいるかもしれませんが、えさをあげるだけでは、その地域に猫が増えるだけです。増えてしまった猫は、近隣にフンの問題を発生させ、それによって、猫

嫌いの人が増えていくことにつながり、猫にとっても不幸なことになります。

えさをやるのであれば、その猫の面倒を見る必要があります。

えさの管理をするともに、これ以上増えない工夫が必要です。

市では、「飼い主のいない猫との共生モデル地区」を募集しています。詳しくは裏面をご覧ください。

犬や猫を飼うためにもう一度考えてみてください。

動物を飼うと生活に潤いと安らぎをもたらしてくれるなど、楽しいことばかりが、注目されます。

しかし、動物を飼うということは楽しいことだけではありません。

ぜひ、飼う前に以下の☑チェックをしてみてください。

ペットが飼えるお住まいですか？
 あなたの飼いたいペットは、あなたのライフスタイルに合っていますか？

家族は全員、賛成していますか？

家族に動物アレルギーの人はいませんか？

毎日、ペットの世話に時間と手間をかけられますか？

あなたの体力で世話ができるペットですか？

鳴き声やトイレなど近隣に迷惑をかけないように動物のしつけがしっかりできますか？

ペットの一生にかかる費用を考えてみましたか？

避妊去勢手術や健康診断、不慮の病気の治療、ワクチン接種など動物を飼うにはいろいろと費用がかかります。また、犬は、法律により終生1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

生涯にわたる計画をたててみましたか？

一般的なペットである犬や猫は、おおよそ15年から20年生活を共にすることになります。15年後あなたは何歳になっていますか？ 転居、結婚、就職などの変化を考えていますか？ 動物も長生きすれば、介護が必要となる場合もあることを知っていますか？

万が一、飼えなくなったときのことを考えていますか？

すべてに「はい」と答えられたでしょうか？ 1つでも「いいえ」があったら、もう一度飼うのを考えてみてください。

避妊去勢手術補助金について

市では、犬や猫の不幸な命を出さないために、避妊去勢手術を行う方に補助事業を行っています。

1. 補助対象（次の要件を満たす場合）

① 飼い主が市内に居住していること。

② 飼い犬または飼い猫が市内において飼われていること。

③ 飼い主のいない猫の場合は、市内に居住する者が管理していること。

④ 犬または猫が生後3か月以上経過していること。

⑤ 飼い犬は、狂犬病予防法に基づく登録が市にされており、申請年度の狂犬病予防注射済票の交付を受けていること。

必ず、手術の前に申請書を提出し、市から交付決定を受けてから手術して下さい。詳しくは、環境保全課までご連絡下さい。

2. 補助金額

区分	避妊手術（メス）	去勢手術（オス）
犬	6,000円	3,000円
猫	5,000円	2,500円

あなたの犬が人を咬んでしまったら

～咬傷事故～

自分の犬は人を咬んだりしないと思っている方もいるかもしれませんが、散歩の時に、万が一のことが起きてしまうかもしれません。もしも、あなたが飼っている犬が人を咬む事故を起こしてしまったとき、どうすればいいか知っていますか？

- ① まずは、ケガの手当てなど誠意をもって対応しましょう。
- ② すぐに再発防止を図りましょう（犬を落ち着かせて隔離するなど）。
- ③ 24時間以内に事故の発生について届け出ましょう。とりあえずは電話でも可（町田市は動物愛護相談センター多摩支所になります。電話042・581・7435）
- ④ 48時間以内に獣医師さんに犬を検診してもらいましょう。東京都の動物の愛護及び管理に関する条例に規定があります。決して、犬を捕獲して処分するものではなく、事故の再発防止のための届出です。必ず、報告して下さい。

第29条（事故発生時の措置）

- 1 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、適正な応急処置及び新たな事故の発生を防止するとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生時から24時間以内に、知事に届けなければならない。
- 2 犬の飼い主は、その犬が人をかんだときは、事故発生時から48時間以内に、その犬の狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させなければならない。

犬の飼い主さんの義務



犬を飼う場合よく皆さんが忘れてしまいう手続きがあります。忘れていませんか？

飼い始めたら

犬を飼い始めたら、市町村に登録をしなければいけません。

1年に1回

狂犬病は世界でいまだに根絶されていない怖い病気です。年1回の予防注射が必要です。

引っ越しをしたら

犬が所在する住所を明確にしておかなければいけません。そのため引っ越しをした場合届出が必要になります。

市内で転居した場合→町田市に届出を行って下さい。
他市に転出した場合→転出した市町村に届出を出し、町田市の犬鑑札と他市の犬鑑札を交換して下さい。

死亡したら

もし、犬が死亡した場合は、町田市へ死亡届を提出して下さい。ご提出いただけないと、亡くなった犬の狂犬病予防注射のお知らせを何年も送り続けてしまうことになります。

飼い主のいない猫(のら猫)との共生モデル地区

表面の記事にもありますが、飼い主のいない猫への無責任なエサやりにより、フンの被害や、遊玩・去勢手術の未実施で子猫が産まれて増えてしまったりして困っているという相談が、近隣の方から市役所に寄せられています。

そのような状況が続くことは、人と動物との調和のとれた共生社会という理念に反するものです。飼い主のいない猫との共生には、エサやりやトイレの適正な管理で周辺の環境を守ることや、遊玩・去勢手術で、これ以上飼い主のいない猫を増やさないことが求められています。

そこで市では、飼い主のいない猫との共生を市民の皆さんとの協働で促進することで、動物愛護の意識を高めることを目的とした「飼い主のいない猫との共生モデル地区」事業を行っています。

町内会・自治会を基礎とした団体を「モデル団体」として指定し、遊玩・去勢手術を推進する活動や、飼い主のいない猫の適正な管理

の啓発・普及のための広報活動などを行っています。市はモデル団体に対して、下記のような支援を行っています。

- (1) 遊玩・去勢手術に要する費用の補助
- (2) 遊玩・去勢手術のために、飼い主のいない猫を捕獲するトラップケージの貸し出し
- (3) 猫の適正な管理を啓発する文書等の支給

現在、市内では、2つのモデル団体が活動しており、町内会・自治会ぐるみで、飼い主のいない猫の遊玩・去勢手術・エサやりや、トイレの管理に取り組み、一定の成果をあげています。

市では新たにモデル地区となっていたいただける町内会・自治会を募集しています。詳細は、環境保全課まで、お問い合わせ下さい。

まちだ動物愛護のつどい実行委員会からのお知らせ

実行委員会ホームページ (<http://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/pet/tudoi/index.html>)

10/25
(日)

動物との共生を考えるイベントが開催されます

まちだ動物愛護のつどい2009 ～災害時!のペットケア～

日時：2009年10月25日(日) 午前10時～午後3時

会場：町田市教育センター（木曾東3-1-3）

内容：「災害時のペットケア」をテーマにしたパネルディスカッションのほか、動物愛護団体等による展示や、デモンストレーションなど。

- JR横浜線「古淵駅」から徒歩10分
 - 町田駅からバスでお越しの場合は、町田バスセンターから
 - ②番乗り場のすべてのバス及び③番乗り場の「境川団地経由」バスで「境川団地中央」下車、バス停前。
- ※駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用下さい。



11/15
(日)

わんわんクリーンキャンペーンに参加しませんか？

犬の飼育で最も苦情の多い犬フンの放置をなくすため、犬の飼い主の方に対してマナーとルールを呼びかけることを目的として、犬フンやごみ拾いに取り組むキャンペーンは、今年で5年目を迎えます。前回、9月13日のキャンペーンには、8団体が参加しました。次回は11月15日に開催されます。犬の飼育者の意識向上を目指すため、ぜひ参加してみませんか。

- 申し込み：11月6日（金）までに、申込用紙を郵送または持参して下さい。
- ※ 申込用紙は、境川クリーンセンターでお渡しするほか、ホームページからもダウンロードできます。
- 個人でも団体でも申し込みできます。実施場所は各自で決めていただきます。
- お申し込み、お問い合わせは、環境保全課（〒194-0036、木曾東2-1-1、電話042・724・2711）まで。

